

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	余市郡仁木町

仁木町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業課農政係
所在地 余市郡仁木町西町1丁目36番地1
電話番号 0135-32-2515
FAX番号 0135-32-2648
メールアドレス nousei02-niki@town.niki.hokkaido.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、アライグマ、キツネ、タヌキ、エゾシカ、カラス類（ハシブトガラス・ハシボソガラス）（以下「カラス類」という。）、ムクドリ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	仁木町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状（令和4年度）		
	品目	被害額（千円）	被害面積（ha）
ヒグマ※	果樹（桜桃、ブドウ、ブルーベリー）	380	0.06
エゾシカ	果樹（リンゴ、桜桃、ブドウ、栗） 水稲、スイートコーン	10,197	7.295
アライグマ	果樹（桜桃、ブドウ、ブルーベリー、イチゴ）、ミニトマト、水稲、スイートコーン	1,175	0.457
タヌキ、キツネ	スイートコーン	20	0.002
カラス類、ムクドリ、アオサギ	果樹（桜桃、ブドウ、ブルーベリー）、水稲	346	0.068

※ ヒグマの被害については、R4年度被害の実態が不明であるため、R3年度の被害額を記載している。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、町内全域に出没痕跡や足跡が確認されている。 出没個所、足跡から推測すると、個体数は増加傾向にある。 稀に圃場での目撃情報も寄せられ、生産者の安全確保対策が求められている。
アライグマ、キツネ、タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> 被害は全域に見られ、収穫前の桜桃、ぶどう、スイートコーンの食害による被害が大きく、生息数も増加傾向にある。
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> 目撃情報や足跡などが町内全域で確認されており、出没頻

	<p>度はここ数年増加傾向にあり、踏害、実の食害及び新芽の食害の件数も増えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲数も毎年増加基調にあるが、絶対数の増加による捕獲増と考えられる。
カラス類、ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果樹（桜桃・ぶどう・ブルーベリー）の被害が甚大で、適花時期から収穫までの間による食害で、特に収穫期前の果肉に対する被害の相談も寄せられる。 ・ 個々で銃器を使用した駆除を行っているが、減少には至っておらず、農作物の被害だけでなく生活環境への被害も懸念されている。 ・ 酷暑の年は、生育不良に伴い山の実なりが不足し、人里まで多くの個体が飛来し、ぶどうなどの被害の相談も寄せられる。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）	備考（軽減率）
ヒグマ※	380千円 6a	266千円 4.2a	30%減
エゾシカ被害金額・面積	10,197千円 729a	7,137千円 510a	30%減
アライグマ被害金額・面積	1,175千円 45a	822千円 31a	30%減
タヌキ・キツネ被害金額・面積	20千円 0.2a	14千円 0.14a	30%減
カラス類、ムクドリ、アオサギ	346千円 6.8a	242千円 4.7a	30%減

※ ヒグマの被害については、R4年度被害の実態が不明であるため、R3年度の被害額を記載している。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>仁木町は、銃器や箱わな（猟友会が実施）での捕獲許可を受け地域の巡回を行っている。</p> <p>町と猟友会で委託契約を締結して、より関係を密接にし、目撃情報等には迅速に対応している。</p> <p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 足跡や糞を発見した場合、看板を設置して注意を促すとともに、頻繁に出没や被害がある問題個体に対しては、道の捕獲許可を受けて箱わなを設置し捕獲を実施している。 <p>[アライグマ、タヌキ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害情報を基に、箱わなを貸与し、捕獲を行っている。（タヌキは有資格者のみに箱罠貸与） <p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害情報を基に、猟友会仁木支部による一斉駆除を実施しているほか、箱わなを貸与し、捕獲を行っている。（有資格者のみに箱罠貸与） <p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 目撃情報を基に、猟友会に委託し、猟銃による有害駆除を実施している。 <p>[カラス類、ムクドリ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣駆除として、猟友会仁木支部に猟銃による駆除・捕獲を依頼 	<p>猟友会員の高齢化、担い手不足により、駆除・捕獲は年々困難になっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度より、町単費にて農業者が電気柵を購入する場合、補助率 2/3、上限 80 千円の補助を開始。 	
生息環境管理その他の取組	<p>特になし</p>	

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

[ヒグマ]

・ 看板を設置して注意を促すとともに、パトロールを強化し、電気柵や爆音機などで追い払いを行うが、効果が無い場合は、箱わなによる捕獲や銃器（ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃）による駆除を行う。

また、作物残渣の除去を徹底し、クマが寄ってこないように努める。

[アライグマ]

・ 箱わなによる捕獲を行い、生息域及び個体数の拡大を阻止し、地域からの排除を目指す。

[タヌキ]

・ 農作物被害が発生する個所に箱わなを設置し、捕獲に努める。

[キツネ]

・ 農作物被害や営巣などにより生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について駆除・捕獲を行う。

[エゾシカ]

・ 仁木町が猟友会仁木支部へ委託し、わなによる捕獲、銃器（ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃）による駆除を行い、個体数の減少に努める。

[カラス類、ムクドリ]

・ 農作物被害や営巣などにより生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について駆除・捕獲を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策

の推進に資する技術の活用方針を含む。) 。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 従来より仁木町は、捕獲体制の中心的役割を担う猟友会仁木支部と有害鳥獣駆除業務委託契約を締結し、猟友会が駆除業務を行う体制をとっているが、今後もその体制を継続し、より迅速に対応できるよう情報の共有に努める。
 - ・ 仁木町鳥獣被害防止対策協議会を平成 24 年 11 月に設立し、協議会に鳥獣捕獲を専門に行う、「仁木町鳥獣被害対策実施隊」を平成 25 年 4 月に設置した。実施隊員として、仁木町職員 2 名を指名している。また、猟友会仁木支部の全会員及び J A 新おたるの職員の中から 2 名を推薦いただき隊員に任命し、仁木町の非常勤職員としている。
 - ・ 関係者による情報の共有や住民にはホームページ等による情報提供に努めるとともに、補助事業などを利用して捕獲器材を整備する。
- 北海道猟友会仁木支部～会員 15 名
 - ・ 銃器免許 13 名、わな猟免許 8 名
 - 町所有備品
 - ・ 箱わな ヒグマ用大型 4 基、アライグマ用小型 25 基
 - ・ 電気柵 27 台、12.4km 分
 - 仁木町鳥獣被害防止対策協議会備品
 - ・ 箱わな アライグマ用小型 40 基
 - ・ 殺処分用器具 1 台
 - ・ 電気柵 4 台、1.6km 分
 - ・ センサーカメラ 1 台
 - ・ シカ捕獲用くくりわな 5 台

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6年度	ヒグマ アライグマ キツネ タヌキ エゾシカ カラス類 ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止方法等知識の普及や町民への広報活動を充実させる。 農産物の残渣等の適切な処置に係る情報提供。 わな及び猟銃の捕獲技術講習会の開催。 くくりわな、箱わな購入に対し、町単費による補助。 <p>※ くくりわなは免許保持者限定、箱わなはアライグマ捕獲に限定。</p>
7年度	同上	同上
8年度	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気柵を主として防除を行い、それでも被害が発生する恐れがある場合は、出没個体の捕獲、駆除を行う。 <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 可能な限り捕獲する。 <p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年の有害駆除及び被害を及ぼす恐れのある個体を捕獲する。 <p>[タヌキ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況に応じて捕獲する。 <p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲による個体数調整により、被害を防ぐ。 <p>[カラス類、ムクドリ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害を及ぼす恐れのある個体を捕獲する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヒグマ	1頭	1頭	1頭
アライグマ	50頭	50頭	50頭
キツネ	20頭	20頭	20頭
タヌキ	20頭	20頭	20頭
エゾシカ	100頭	100頭	100頭
カラス類	50羽	50羽	50羽
ムクドリ	50羽	50羽	50羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>[全般]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除・捕獲・駆除などの資材の検討・導入。 <p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月頃から10月の収穫期に主として電気柵等による防除活動を実施する。また、農作物被害が著しい場合や、人命に危険を及ぼす恐れがある場合は銃器（ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃）や箱わなによる捕獲、駆除を行う。 <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲は随時実施、捕獲手段は箱わなとし、捕獲予定場所は町内全域とする。 <p>[キツネ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害駆除のほか、4月頃から10月中旬の期間に、農作物被害や営巣などによる生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について捕獲・駆除を実施する。 <p>[タヌキ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時、農作物被害が発生する個所に箱わなを設置し、捕獲に努める。 <p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個体数減少に向け通年で銃器（ライフル銃、散弾銃、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃）及びくくりわなによる捕獲、駆除を実施する。 <p>[カラス類、ムクドリ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、農作物被害や営巣などによる生活環境被害を及ぼす恐れのある個体について、捕獲、駆除を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

[ヒグマ]

有効射程の短い散弾銃では、仮に半矢状態となった場合に捕獲者に危険が及ぶ可能性があるため、有効射程の長いライフル銃が必要。出没地域のあった地域への出動に係る使用を想定する。

[エゾシカ]

有効射程の短い散弾銃では、エゾシカの個体を目撃しても、射程外の場合は、逃げられてしまう可能性があるため、効率的な捕獲活動が必要なことから、有効射程の長いライフル銃が必要。主に実施隊による一斉駆除や実施隊員が独自に行う有害捕獲への使用を想定する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヒグマ	被害状況に応じて整備	被害状況に応じて整備	被害状況に応じて整備
エゾシカ	被害状況に応じて整備	被害状況に応じて整備	被害状況に応じて整備

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ヒグマ	誘因物となる農産物残渣の適切な処理を指導	同左	同左
エゾシカ	誘因物となる農産物残渣の適切な処理を指導	同左	同左

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ヒグマ エゾシカ	緩衝帯の設置は必要と考えるが、中山間地である当町は、農地のすぐ隣が山林であるケースが多く、緩衝帯の設置が困難。
令和7年度	ヒグマ エゾシカ	
令和8年度	ヒグマ エゾシカ	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

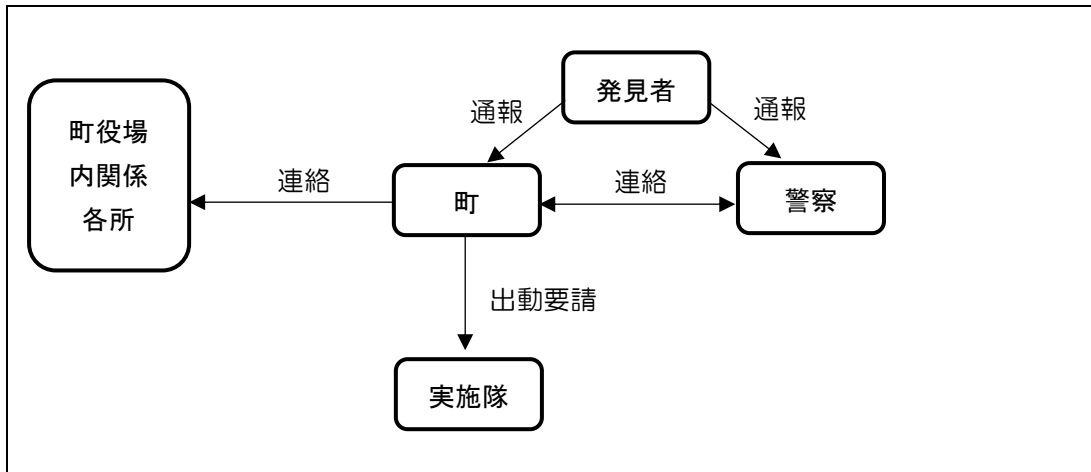
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
仁木町	・現場確認、関係機関への連絡、住民への周知
北海道	・鳥獣被害に係る助言・指導、関連法規に係る周知
仁木町鳥獣被害防止対策実施隊	・現場確認、関係機関への連絡、捕獲活動の実施
余市警察署	・現場確認、関係機関への連絡、住民への周知

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、
猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

一般廃棄物として処理。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	ヒグマは、捕獲解体後、一部飼料(歯、内臓など)を検体として道総研へ提供。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	仁木町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
仁木町	<ul style="list-style-type: none">総括的な協議会の運営を行う。協議会長は、仁木町長とする。
新おたる農業協同組合	<ul style="list-style-type: none">被害防除対策、被害状況調査及び把握。 生息・出没などの情報提供を行う。
後志農業改良普及センター北後志支所	<ul style="list-style-type: none">鳥獣被害防止に係る技術指導・助言、 情報提供を行う。
ようてい森林組合	<ul style="list-style-type: none">被害防除対策、被害状況調査及び把握。 生息・出没などの情報提供を行う。
北海道猟友会仁木支部	<ul style="list-style-type: none">鳥獣関連情報の提供と鳥獣捕獲の実施（銃器、箱わな）を行う。
余市警察署	<ul style="list-style-type: none">緊急時の被害防除指導、協力及び被害 周辺住民への注意喚起を行う。
鳥獣保護監視員	<ul style="list-style-type: none">鳥獣の生態などの専門的立場で被害 防止対策に助言を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道後志総合振興局産業振興部農務課	・ 被害状況の報告等、被害防除対策への助言
北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課	・ 被害状況の報告等、対象鳥獣（アライグマ、キツネ、カラス類を除く）の捕獲許可、被害防除対策への助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・ 仁木町は、鳥獣被害防止対策実施隊を設置（平成 25 年 4 月）
- ・ 仁木町長が町職員から 2 名を隊員に指名、また、非職員である隊員は、猟友会仁木支部の全会員及び J A 新おたるの職員の中から 2 名を推薦いただき隊員に任命し、仁木町の非常勤職員とする。
- ・ 町等が行う知事許可捕獲に参加。
- ・ 協議会が行うエゾシカの一斉捕獲など捕獲活動に参加。
- ・ 協議会が行う捕獲技術講習会に協力する。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- 仁木町鳥獣被害防止対策協議会が中心となって、対策を推進していくが、各種団体等においても積極的な関与を促し集団で取組を進めていく。
- また、仁木町鳥獣被害防止計画は、運用の上で内容が実態に合わない場合は、関係機関と協議の上、計画変更を随時行うものとする。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。